

「医療情報取得加算」について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1 点
- 再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定）1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず 今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

令和7年2月1日
榛名荘病院 院長
笛木 敬介